

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山市単位子供会活動費補助金		市の担当部課	教育部子ども未来課		
				問い合わせ先	0568-44-0323		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		東松本町1区子供会 はじめ62団体 (補助申請者:犬山市子供会育成連絡協議会)		代表者名	代表世話人 松山 敦子 ほか		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市子供会活動費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助		補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		異年齢集団による地域での児童の健全育成のため、町内会単位等で設立する子供会の活動を支援することを目的としているため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		子供会運営のために必要な研修会や、子供会会員同士が交流を図る事業を進めることで、地域児童の健全育成及び福祉の増進に寄与し、非行防止等にも効果が期待できる。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度実績	
		令和4年度予算		1,591,100 円		1,447,950 円	
		(1,591,100 円)		(1,447,950 円)		(1,291,450 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		(各単位子供会により実施事業は異なる) 主に新入学・進級・卒業祝事業、地域のボランティア活動 等					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		8,275,686 円			
		うち補助事業全体の経費		8,275,686 円			
		うち補助対象経費		8,275,686 円			
		補助対象経費の内訳		総務費(保険料、事務費ほか)		397,885 円	
				事業費(レクリエーション、奉仕活動ほか)		7,739,101 円	
				負担金(市子連会費)		138,700 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		1単子あたり:13,000円(均等割額)×単位子供会数+350円 (人数割額)×単位子供会会員数			
		補助限度額		未設定(予算の範囲内)			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	補助額が定額かつ交付人数の変更が年度途中でないため		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		単位子供会が地域、犬山市子供会育成連絡協議会及び愛知県子ども会連絡協議会などにおいて、諸活動を行うことで、各学年間、各地域間においての子どもたちの交流が活発化し、幼少期においての児童の健全な育成に大きな効果が得られた。					
その他参考事項		実績報告の様式を変更したことにより繰越額が明らかになった					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		4,284,827 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		4,284,827 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和3年度の実績に基づき作成しています。